

鳴門市観光事業持続化給付金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の観光関連消費の喚起等を図るために実施されているG o T oトラベルキャンペーンの一時停止により、特に影響を受けた観光関連事業者の事業継続を支援するために創設する鳴門市観光事業持続化給付金の給付等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる

- (1) 鳴門市観光事業持続化給付金 前条の目的を達するために観光関連事業者に給付する給付金をいう。
- (2) 観光関連事業者 宿泊施設を営む事業者、観光施設を営む事業者、土産物小売店を営む事業者及びタクシー又は自動車運転代行を営む事業者をいう。
- (3) 宿泊施設を営む事業者 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する旅館業の許可を受け、市内において施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる事業(従業員等の福利厚生を目的とする保養所、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号に規定する施設、旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を行う宿泊施設その他観光客の宿泊に供されない宿泊施設を除く。)を営む事業者をいう。
- (4) 観光施設を営む事業者 専ら観光客を対象(観光施設の入館者のうち、50%を超える者が市外からの観光客であることをいう。)に、施設に入館させることで、入館料等を受けて施設(体験型観光施設を除く。)を営む観光事業者をいう。
- (5) 土産物小売店を営む事業者 専ら観光客を対象(土産物小売店の利用者のうち、50%を超える者が市外からの観光客であることをいう。)に、商品を売買する小売店を営む事業者をいう。
- (6) タクシー又は自動車運転代行を営む事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定を除く。)を営む事業者又は徳島県公安委員会が認定した自動車運転代行業の認定証を有する自動車運転代行業を営む事業者をいう。

(給付対象者)

第3条 鳴門市観光事業持続化給付金(以下「給付金」という。)を受けることができる者(以下「給付対象者」という。)は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した観光関連事業者であって、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。ただし、給付対象者が複数の観光関連事業を同一施設内(所在地が同じことをいう。)で営むときは、主に営む観光関連事業の1事業のみを対象とする。

- (1) 鳴門市内に本店又は事業所を有する法人又は個人であること。

- (2) 現在営業しており、給付金を申請する日以後も事業を継続する意思があること。
 - (3) 令和2年1月から12月までの間において、前年同月と比較して、売上の減少率が50%以上の月があること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、給付金の給付対象としない。
- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する公の施設
 - (2) 給付金の趣旨に照らして適当ではないと市長が認めるもの
（給付額）

第4条 給付金の給付額は、次の表に掲げるとおりとする。

観光関連事業者の種別	給付額	
1 宿泊施設を営む事業者	客室数が 1室 ~ 15室	100,000円
	16室 ~ 40室	400,000円
	41室 ~	700,000円
2 観光施設を営む事業者	1施設当たり	400,000円
3 土産物小売店を営む事業者	1土産物小売店当たり	100,000円
4 タクシー事業・自動車運転 代行業を営む事業者	1台当たり (介護タクシーを除く。)	20,000円

（申請期限）

第5条 給付金の申請期限は、令和3年3月26日までとする。

（給付申請及び請求）

第6条 給付金の給付を受けようとする給付対象者は、前条に定める申請期限までに、施設又は小売店毎に鳴門市観光事業持続化給付金申請書兼請求書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 売上が50%以上減少したことが証明できる書類
- (3) 旅館業法の許可書の写し（宿泊施設を営む事業者のみ）
- (4) 客室数が確認できる書類（宿泊施設を営む事業者のみ）
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の許可書の写し（タクシー事業を営む事業者のみ）
- (6) 市内事業所の車両に係る営業車両車検証の写し（タクシー事業を営む事業者のみ）
- (7) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第5条第2項の規定する認定証の写し（自動車運転代行業を営む事業者のみ）
- (8) 代行自動車保険証書の写し（自動車運転代行業を営む事業者のみ）

（給付金の給付決定）

第7条 市長は、前条の規定による給付金の給付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当であると認めるときは、鳴門市観光事業持続化給付金給付決定通知

書（様式第3号）により、当該申請者に通知し、給付金を給付するものとする。

2 市長は、給付金の給付が適当でないとき、給付金を給付しない旨を当該申請者に通知するものとする。

（決定の取消し及び給付金の返還）

第8条 市長は、給付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の給付決定を取消し、既に給付した給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたとき。

(2) その他市長が給付金を給付することが適当でないとき。

（調査）

第9条 市長は、申請内容に疑義が生じたときは、給付申請を行った給付対象者に対し、給付金の申請内容に係る書類及び帳簿の調査、現地確認等を行うことができる。

2 給付申請を行った給付対象者は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、給付金の給付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

鳴門市観光事業持続化給付金給付申請書兼請求書

(宛先)
鳴門市長

年 月 日

住 所 _____
申請者 法人の名称 _____
代表者名 _____ (印)
連絡先 TEL _____
担当者名 _____

鳴門市観光事業持続化給付金の給付を受けたいので、鳴門市観光事業持続化給付金給付要綱第6条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請及び請求します。

1 事業所の情報

事業所名（屋号）	
事業所所在地	
観光関連事業者の種別	申請内容
宿泊施設を営む事業者	客室数 室
観光施設を営む観光事業者	市外観光客の割合（ ）%
土産物小売店を営む事業者	市外観光客の割合（ ）%
タクシー事業・自動車運転 代行業を営む事業者	台数 台

- ※ 申請事業区分は該当箇所に○を、申請内容には必要事項を記載してください。
- ※ 複数の施設を経営している場合でも、1施設毎に申請してください。
- ※ 観光施設又は土産物小売店を営む事業者は、市外の観光客の割合を記入すること。

2 売上の状況

対象月	令和元年売上 (A)	令和2年売上 (B)	減少率% $(A - B) \div A \times 100$
月			

- ※ 令和2年中の売上の減少率が対前年同月比で50%以上減少した任意の1月の状況について記載してください。
- ※ 対象月の売上台帳など、50%以上減少したことが証明できる書類を添付してください。

3 請求金額

金 _____ 円

4 振込口座

金融機関名	1 銀行 2 金庫 3 信組 4 信連 5 農協 6 漁連 7 信漁連		支店名							
	1 普通	2 当座		口座番号 (右詰めで記入)						
預金種別										
フリガナ										
口座名義										

- ※ 振込先口座は、個人にあっては申請者個人、法人にあっては当該法人が名義人である口座を記載してください。

誓約書

私は、鳴門市観光事業持続化給付金の趣旨を理解した上で、以下の事業について、鳴門市観光事業持続化給付金給付要綱に従って、誓約します。

- 1 今後も事業を継続する意思を有していること。
- 2 本要綱の給付対象者の要件を満たしており、関係法令等に基づき、営業に必要な許可等を全て有していること。
- 3 申請後に給付要件を満たしていないことが判明した場合または、不正受給が判明した場合は、給付金の返還等を行うこと。
- 4 鳴門市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団等に該当しないこと。

令和3年 月 日

(宛先)

鳴門市長

(住所) _____

(法人名称) _____

(代表者名) _____ (印)

様式第3号（第7条関係）

鳴 第 号
年 月 日

様

鳴門市長

鳴門市観光事業持続化給付金給付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった鳴門市観光事業持続化給付金申請書兼
請求書について、鳴門市観光事業持続化給付金給付要綱第7条の規定により、下記のとおり
決定しましたので通知します。

記

- 1 名 称：鳴門市観光事業持続化給付金
- 2 観光関連事業者の種別：
- 3 給付決定額： _____ 円